



令和3年6月4日

## 令和3年度危険物安全週間の実施について

危険物安全週間は、都民に対する身の回りの危険物品に関する知識の普及啓発及び各事業所における自主保安体制の確立を図ることを目的として、毎年6月第2週に実施されています。東京消防庁では、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進しています。

### 1 実施期間

令和3年6月6日（日）から6月12日（土）まで

### 2 推進標語

東京消防庁危険物安全標語

「危険物 しっかりまもろう 使い方」（作者 金子 真優さん 世田谷区在学）

### 3 推進項目

#### (1) 都民一般を対象とした項目

ア 消毒用アルコールなど身近な危険物の安全な取り扱いの普及啓発

新型コロナウイルス感染症対策として、消毒用アルコールを使用する機会が増えています。消毒用アルコールには、消防法に定める危険物に該当するものもあることから、取り扱う場合の注意喚起を行います。

◆「消毒用アルコールによる火災の危険性」の映像資料について

<https://www.youtube.com/watch?v=i5sy8PX8--4>



イ 給油取扱所における車両の運転操作ミスに起因する接触事故に対する注意喚起

令和2年中に発生した危険物施設の事故のうち、給油取扱所で利用者による車両の運転操作ミスに起因する事故が危険物施設の事故原因として最も多いため、注意喚起を行います。

◆「ガソリンスタンドにおける注意点」の資料について

[https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/inf/r03/05/k\\_week/gasstation.html](https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/inf/r03/05/k_week/gasstation.html)



(2) 危険物施設等を有する事業所を対象とした項目

ア 危険物施設における風水害対策

「危険物施設の風水害対策ガイドライン」が一部改定されたこと及び東京消防庁風水害対策基本方針が策定されたことから、危険物施設を有する事業所に対して風水害対策を推進します。

◆「危険物施設の風水害対策ガイドライン ver2」の資料について

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/21330\\_bousai\\_41-kiho\\_86.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/21330_bousai_41-kiho_86.pdf)



イ 大規模危険物施設の自主保安体制の向上

石油コンビナート等災害防止法に基づく特定事業所に対して、自主保安体制の更なる向上を目的とした自主防災組織の育成指導を実施します。

ウ 旧規格消火器の交換指導

旧規格消火器に対する技術上の基準に関する特例が、令和3年12月31日で期限を迎えることから、新規格消火器への交換を指導します。

(3) 新築工事現場等を対象とした項目

昨年度、新築工事中の建築物で発生した火災において、当該建築物内に指定数量以上の危険物が無許可で貯蔵されている事実を確認したことから、新築工事中の建築物における危険物の適正管理について、防火安全指導を実施します。

#### 4 動画配信による広報

消火器及び高性能消火器の性能比較をした動画等を東京消防庁ホームページ及びYouTube東京消防庁公式チャンネルで公開し、危険物施設を有する事業所に対して危険物の保安に対する意識の高揚を図ります。

<https://youtu.be/fZ0AVaD6qzg>



## 5 危険物安全週間に関する特設ページの開設

東京消防庁ホームページに令和3年度危険物安全週間特設ページを開設しました。

[https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/inf/r03/05/k\\_week/index.html](https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/inf/r03/05/k_week/index.html)



問合せ先

（東京消防庁（代）電話3212-2111）  
（予防部危険物課 内線4826）